

2/16
から

確定申告が始まります

※ 2/5 ~ 2/15 の期間（土・日除く）は申告相談
・還付申告・住民税申告を受け付けています

◆ 日程・必要書類等は
役場税務課税務係（☎ 23 - 2332）

◆ 所得税の内容等は
国税相談専用ダイヤル（☎ 0570 - 00 - 5901）

令和5年分確定申告・住民税申告

申告される方は次の受付日と会場をご確認のうえ、お越しく下さい。下記日程で都合が悪い方は、都合の良い日に申告することも可能です。

なお、申告会場の混雑状況をHPの「新着」情報（右記QRコード）に掲載しておりますので、来場の前にご確認ください。



月日	行政区		会場
	9時30分~11時45分	13時~16時	
2/16	金	下川町・六軒町	役場 大会議室
19	月	春日町・みどり野	
20	火	西町・樺戸町	
21	水	錦町・美里	
22	木	中小屋・東裏	
26	月	茂平沢・弁華別	西当別 コミセン
27	火	太美北 太美中央	
28	水	スウェーデンヒルズ 太美寿	
29	木	当別太・高岡 獅子内・太美スターライト	
3/1	金	太美南 太美東・太美西	役場 大会議室
4	月	金沢・蕨岱	
5	火	栄町	
6	水	北栄町	
7	木	川下右岸・川下左岸・対雁	
8	金	若葉・弥生	
11	月	緑町	
12	火	東町	
13	水	幸町・旭町	
14	木	末広・白樺町	
15	金	元町・万代町	

※ 2月27日~3月1日の申告会場は、西当別コミュニティーセンターです。役場大会議室では申告できませんのでご注意ください。

* 必要な書類（主なもの）

- ・源泉徴収票（コピー不可）
 - ・マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票などいずれか1つ
 - ・利用者識別番号をお持ちの方はその番号がわかるもの
 - ・運転免許証などの本人確認書類
 - ・金融機関等の口座番号が分かるもの（本人名義）
 - ・健康保険料および介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
 - ・生命保険料、地震保険料控除証明書
 - ・医療費控除の明細書
- ・利子所得・譲渡所得（土地・家屋・株式等）・山林所得・雑損控除のある方、青色申告の方は受付できません。e-Taxによる電子申告または札幌北税務署で申告をしてください。
 - ・当日、税務課職員は確定申告書の計算を行うのみです。営業、農業等の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しく下さい。

税務署への確定申告書の引継ぎ方法

◆ 受付時に「利用者識別番号」を発行します

令和3年度より、税務署への確定申告書の引継ぎ方法が電子データ送信に変更となり、受付時に「利用者識別番号」を発行しています。利用者識別番号がないと、町主催の会場で確定申告の受付ができませんのでご注意ください。これまでに作成している方は、新たに申請していただく必要はありません。

※ 「利用者識別番号」とは…

- ・電子申告（e-Tax）を利用するために必要な16桁の番号です。
- ・税務署から発行された「利用者識別番号の届出完了通知書」をお持ちの方、または「確定申告のお知らせ（はがき・封書）」に番号の記載がある方は申告の際にご持参ください。
- ・番号が不明な場合は再度取得できますが、以前に取得した番号は使用できなくなります。

住民税申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申込みや児童手当および各種手続きにより、収入や所得の情報が必要となる方は、住民税の申告が必要です。

なお、住民税申告は確定申告期間以降も随時受け付けますが、4月30日までに済ませてください。

* 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。

ただし、医療費控除、扶養控除等の各種控除の適用を受ける場合には、住民税の申告が必要な場合がありますので、関係書類をお持ちのうえ、会場にお越しください。

ご自宅でも申告書を作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより所得税の確定申告書等を作成することができます。作成した申告書は、e-Taxによる電子申告または印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

給与所得および年金収入や副業等の雑所得のみの方は、スマートフォンやタブレットから確定申告書の作成等を行うことが可能です。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するご質問は、下記まで問い合わせください。

☆ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570 - 01 - 5901（全国一律市内通話料金）
つながらない場合は☎ 03 - 5638 - 5171（有料）
受付時間 月曜～金曜 9時～17時
※4月1日までの月曜～金曜 9時～20時
※2月18日～3月10日までの日曜 9時～20時

医療費控除を受ける方へ

（控除対象期間はR5.1.1～R5.12.31）

令和2年分の申告から、領収書の添付または提示によることができなくなり、「医療費控除の明細書」を記入し、提出することが必須になりました。

令和元年分までは、医療費の領収書の添付または提示の方法でも申告できます。詳しくは国税庁のHPをご確認ください。

医療費控除の明細書のダウンロードはこちら→



※医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります（税務署や町から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）。

セルフメディケーション税制とは

（控除対象期間はR5.1.1～R5.12.31）

健康保持や疾病の予防として一定の取り組み（健診や予防接種など）を行っている方が、自己または自己と生計を一にする配偶者や親族のために特定一般医薬品等（以下、スイッチOTC医薬品）を購入した際、一定額の所得控除を受けることができる制度です。

セルフメディケーション税制の明細書に取り組み事項を記入することで、控除を受けることができます。スイッチOTC医薬品の購入費で1万2千円を超えた部分（上限：8万8千円）が控除額になります。ただし、取り組みに要した費用については、控除対象に含めません。なお、令和3年分の申告から、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の添付は不要となりました。

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

※対象品目など詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。

広告

広告

非課税世帯の方へ 当別町エネルギー価格高騰対策補助金

保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23 - 3019）

町では、エネルギー価格高騰への緊急的な経済支援策として、下記の対象世帯に1世帯あたり1万円を支給します。

対象世帯

次の(1)・(2)・(3)のいずれにも該当する世帯

(1) 令和5年12月1日現在、町に住民票があり、現に居住している。

(2) 同一住宅内に同居している方全員が住民税非課税である。

※住民票上世帯が別であっても、同一住宅内に同居している場合は同一世帯とみなします。ただし、生計を別にしてしていると認められる場合は別世帯とみなす場合があります。

(3) 令和5年12月1日現在、次の①・②・③のいずれかの世帯である。

※世帯要件に複数該当している場合でも重複して支給を受けることはできません。

1. 高齢者世帯…70歳以上の方のみの非課税世帯
2. 障がい児・者のいる世帯…身体障害者手帳1級および2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている非課税世帯
※申請時に各種手帳等（写）をご提出ください。
3. ひとり親世帯…ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けている非課税世帯（受給者証の左上に、「親初」と印字されている方。ただし、同一住宅内に住民税課税の方が同居している場合は対象外となります）。
※申請時に受給者証（写）をご提出ください。

対象ではない世帯

- (1) 支給の要件となる者すべてが、申請日時点で施設・病院等に入所・入院している世帯
- (2) 生活保護を受けている世帯

申請期間・方法等

申請期間：1月4日（木）～3月8日（金）必着

申請場所：ゆとろ 福祉係窓口（郵送可）

受付時間：9時～17時（平日のみ）

【臨時窓口】

申請日：2月17日（土）、2月18日（日）

申請場所：西当別コミュニティセンター 大会議室

受付時間：9時～17時

提出するもの

- ①当別町エネルギー価格高騰対策補助金申請書
 - ②来庁者の本人確認書類（写）
 - ③障害者手帳、ひとり親家庭等医療費受給者証等（写）
※高齢者世帯は不要です。
 - ④世帯主の振込口座のわかる通帳またはキャッシュカード（写）
 - ⑤世帯主の印鑑（認印可）
- ※世帯の状況に応じて、別途書類が必要な場合がございます。

広 告

顔認証マイナンバーカードの受付開始

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

「顔認証マイナンバーカード」とは、暗証番号の設定や管理等に不安がある方が、安心してマイナンバーカードを取得、利用できるよう、カードの本人確認方法を機器による顔認証または目視による顔認証に限定したものです。

また、医療機関などで外見上区別できるよう、カードの追記欄には「顔認証」と記載されます。

これからカードを申請する方だけではなく、すでにマイナンバーカードをお持ちの方であっても顔認証マイナンバーカードへ切替えることができます。

利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用（事前に利用登録が必要）
- ・マイナンバーカード券面の顔写真や記載事項を用いた本人確認書類としての利用

利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・コンビニ交付
- ・その他、オンライン手続きなどの暗証番号の入力が必要なサービス

顔認証マイナンバーカードを希望する方

1. すでにマイナンバーカードをお持ちの方

戸籍年金係窓口マイナンバーカードを持参し、「顔認証マイナンバーカード」を希望する旨を申し出ください。（15歳未満の方は法定代理人による手続きが必要）※代理手続きは代理人の本人確認書類と委任状が必要

2. これからマイナンバーカードを申請する方

カードを受け取る際に、顔認証マイナンバーカードへの切替えを希望する旨を申し出ください。

顔認証カードから通常カードへの切替えを希望する方

暗証番号を設定しますのでマイナンバーカードと本人確認書類を持参のうえ、戸籍年金係窓口までお越しください。代理手続きの場合、即日での切替えはできません。

【健康保険証の利用登録について】

役場での利用登録は、本人が来庁し同意の意思を確認した場合のみ行うことができます。

顔認証マイナンバーカードでは暗証番号の入力が必要な利用登録ができなくなりますので、申請、切替えをお考えの方は事前の利用登録をご検討ください。

広 告

広 告

広 告